

憲 法 (100点)

第1問

A市の市民会館には、集会を開くことのできるホールが存在し、地方自治法 244 条にいう「公の施設」として広く市民の利用に供されている。

A市に本部をもつ「純粋日本を求めるA市民の会」（以下「B」という）は、日本人は他の民族よりも優秀であるという人種主義や、日本に住む資格があるのは日本人だけだという排外主義を主張する人々の集団であり、A市およびその周辺で「日本に寄生している外国人は出ていけ！」などと叫ぶデモを行い、物議を醸していた。Bの主張に反対する人々は、このような状況に危機感を覚え、「人種主義・排外主義に反対するA市民の会」（以下「C」という）を結成し、Bがデモをする際には、これに反対するためのデモを起こすようになった。両者がにらみ合うこともあったが、警察官の警備によって暴力事件は起きていない。

Bは、自分たちの主張をアピールする集会を開くために、A市市民会館の使用を申請した。これに対しCは、もしこの申請が認められた場合には、集会当日に会館入口付近に集まり、集会への訪問者に参加を思いとどまるよう説得を試みると予告した。Cは、力づくでの参加妨害を行うつもりはないが、簡単に通すつもりもない、と宣言している。

A市はBの使用申請に対し、不許可処分を行った。市側は、①Bの主張は日本国憲法の精神に反するものであり、このような主張が市の施設でなされることを許すと、A市の政治姿勢への疑いを招きかねないこと、②Cが予告通り会館入口付近で説得活動を行うと、Bの支持者との間で衝突が生じる危険性が高いこと、の2つの点から、公の施設の利用を拒否するための「正当な理由」（地方自治法 244 条 2 項）が存在する場合にあたると主張している。

この不許可処分の憲法上の評価について論じなさい。

第2問

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく裁判員制度の合憲性について、合憲論と違憲論を対比させながら論じなさい。ただし、裁判員の基本権侵害に関する論点に触れる必要はない。